

## 男鹿市小規模工事等契約希望者登録申請要領

男鹿市の発注する小規模な工事や修繕等に係る契約希望者の登録申請を受付します。希望される方は下記により必要書類を財政課まで持参してください。

### 記

**【受付期間】** 令和7年1月6日（月）～令和7年2月7日（金）  
午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

**【有効期間】** 令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）

### 【登録対象者】

男鹿市内に主たる事業所を有する法人、または住所を有する個人事業主とし、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者を除きます。

1. 成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者で復権を得ていない者。
2. 男鹿市建設業者等級格付名簿に登載されている者。
3. 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者。
4. 市税等に滞納及び未申告があり（ただし、申告義務がないものを除く）、経営状況が著しく不健全な者。
5. 代表者（役員および委任を受けたものを含む）またはその経営に事実上参加している者が、集团的にまたは常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者。

### 【申請書類】

申請様式は、財政課、若美支所、いとく市民サービス窓口、各コミュニティセンターに備え付けしているほか、市のホームページからダウンロードもできます。

①小規模工事等契約希望者登録申請書（様式1）**※登録できる希望業種は3業種まで。**

②男鹿市税について未納税額等がない証明書

※法人用は、男鹿市内に主たる事業所を有する法人についての証明書

※個人用は、男鹿市在住の法人代表者または個人事業主についての証明書

※「男鹿市税について未納税額等がない証明書」は指定の様式を使用し、事前に市の証明を受けたものを提出してください。証明書の交付については、窓口で請求する方が本人でない場合は委任状が必要となりますので、証明願の他に委任状を持参して申請してください。（税務課、若美支所、いとく市民サービス窓口、北浦コミュニティセンターにて交付しています。）

③添付書類…**希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し**

### 【その他】

上記の受付期間が過ぎても登録申請を随時受付いたしますが、名簿の登録期間は有効期間までの残期間となります。

### 【問い合わせ・書類提出先】

総務企画部 財政課 財政班 入札・契約担当（市庁舎2階）

TEL 24-9130（直通） ・ FAX 23-2424

## 別 表

## 小規模工事等の工種と工事例示

番号	工 種	工 事 の 例 示
1	土木一式工事	土工事、フェンス工事、工作物解体工事、側溝等の修繕工事
2	建築一式工事	建物等の修繕工事、工作物解体工事
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	石工事	石積み工事等
5	左官工事	左官工事、タイル工事
6	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、木製建具工事
7	板金金物工事	屋根工事、板金金物加工工事
8	塗装工事	塗装工事
9	内装工事	壁張り工事、カーテン・ブラインド工事、床仕上げ工事、天井仕上げ工事
10	畳工事	畳工事
11	造園工事	植栽工事、公園設備工事等
12	電気工事	電気工事
13	管工事	空調設備工事、衛生設備工事、給湯設備工事
14	その他	上記にあてはまらないもの